

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路 分水水門設備補修工事

1. 随意契約理由

寝屋川分水施設は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、寝屋川上流域の洪水を下流に流さないように止水を行い、太間排水機場まで導く寝屋川導水路へ分水する施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本施設の内、分水水門は、昭和 58 年に設置されてから 39 年が経過しており、老朽化が進んでいることから、長寿命化計画に基づき、順次補修更新を実施し、施設の信頼性の確保と延命化を図ることとしている。

分水水門に装備された巻上げ機等設備は、当該水門向け特注製作されたものであり、製作者が固有に開発した技術等が採用されているため、補修工事を行うにあたっては関連する設備全体についてその機能・構造に精通しなければならない。また、製作会社以外が請け負った場合、異なるノウハウによって一連のシステムが構成されることになり、トラブルが発生した際には責任の所在が明らかにならない恐れがある。以上の理由から、本工事を施工可能なのは、当該水門を設計製作した株式会社酒井鉄工所から事業を承継した西田鉄工株式会社が唯一である。

よって、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社大阪支店と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第 6 2 条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。